

道央廃棄物処理組合焼却施設
管理運営事業

運営業務委託契約書
(案)

令和4年12月

道央廃棄物処理組合

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業
運営業務委託契約書

1. 名称	道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業
2. 事業場所	千歳市根志越2533-1、2534-1、2532-11
3. 契約期間	始期 年 月 日 終期 年 月 日
4. 契約代金	¥ _____ (うち取引に係る地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金額	本約款に記載のとおり
6. 支払条件	本約款に記載のとおり
7. その他	本約款に記載のとおり

上記の事業（以下「本事業」という。）について、道央廃棄物処理組合（以下「発注者」という。）と【 】（以下「運営事業者」という。）は、基本協定書に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この運営業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(契約日) 年 月 日

発注者

北海道千歳市東雲町2丁目34-6

道央廃棄物処理組合

管理者 山口 幸太郎

印

運営事業者[特別目的会社/運営事業者]

住所[住所

]

氏名[名称/代表者氏名

] 印

別添内訳書

	運営固定費	運営変動費（予定額）	計
令和6年度	円	円	円
令和7年度	円	円	円
令和8年度	円	円	円
令和9年度	円	円	円
令和10年度	円	円	円
令和11年度	円	円	円
令和12年度	円	円	円
令和13年度	円	円	円
令和14年度	円	円	円
令和15年度	円	円	円
令和16年度	円	円	円
令和17年度	円	円	円
令和18年度	円	円	円
令和19年度	円	円	円
令和20年度	円	円	円
令和21年度	円	円	円
令和22年度	円	円	円
令和23年度	円	円	円
令和24年度	円	円	円
令和25年度	円	円	円
計	円	円	円

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業
運営業務委託契約書 約款

目次

第1章 総則.....	1
第1条（総則）.....	1
第2条（準拠法及び解釈）.....	1
第3条（通知等）.....	1
第4条（通貨）.....	1
第5条（計量単位）.....	1
第6条（期間の計算）.....	1
第7条（契約保証金）.....	2
第8条（異常事態発生時の責任）.....	2
第9条（解釈等）.....	3
第2章 運営業務.....	3
第1節 総則.....	3
第10条（委託業務の範囲）.....	3
第11条（許認可の取得）.....	3
第12条（再委託等の禁止）.....	4
第13条（関連法令の遵守）.....	4
第14条（発注者の責任）.....	4
第15条（指示監督等）.....	4
第2節 運営開始前の準備.....	4
第16条（従業員の確保）.....	4
第17条（試運転及び性能試験）.....	5
第3節 業務計画書、業務実施計画書及び運営マニュアル.....	5
第18条（業務計画書）.....	5
第19条（業務実施計画書（年間））.....	6
第20条（運営マニュアル）.....	8
第4節 処理対象物の処理.....	8
第21条（処理業務）.....	8
第22条（処理対象物の処理）.....	9
第23条（処理不適物の取り扱い）.....	9
第5節 本施設の検査.....	9
第24条（運営事業者の検査）.....	9
第25条（発注者の検査）.....	9
第26条（精密機能検査）.....	9
第6節 モニタリング等.....	9
第27条（本施設にかかる測定管理）.....	10
第28条（周辺環境のモニタリング）.....	10
第29条（要監視基準値の未達成）.....	10
第30条（停止基準値の未達成）.....	10

第31条（本件性能要件の未達）	11
第32条（その他運營業務に関するモニタリング）	11
第7節 異常事態等への対応及び運營業務委託費の減額	11
第33条（異常事態への対応）	11
第34条（停止期間中等の処理対象物の処理）	12
第35条（臨機の措置）	12
第36条（費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額）	12
第37条（その他要求水準未達成に対する運営固定費の減額）	13
第8節 焼却灰等の取扱い	13
第38条（焼却灰等の取扱い）	13
第9節 発電設備の運転	13
第39条（発電設備の運転）	13
第10節 余熱利用	14
第40条（余熱利用）	14
第11節 ごみ質	14
第41条（ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合）	14
第12節 補修及び更新	14
第42条（長寿命化計画の整備）	14
第43条（本施設の補修）	14
第44条（本施設の更新）	15
第13節 建築物等の保守管理等	15
第45条（建築物等の管理）	15
第46条（見学等への対応）	16
第14節 業務報告	16
第47条（運營業務の報告）	16
第3章 運營業務委託費の支払い	17
第48条（運營業務委託費）	17
第49条（運營業務委託費の支払い等）	17
第50条（請求の手順）	17
第51条（運營業務委託費の見直し）	17
第4章 要求水準書の変更	17
第52条（要求水準書の変更）	17
第5章 危険の負担等	18
第53条（所有権）	18
第54条（第三者の損害）	18
第55条（保険）	19
第56条（法令変更）	19
第57条（不可抗力）	20
第58条（不可抗力による負担）	20
第59条（地域住民対応）	20
第6章 損害賠償等	21
第60条（損害賠償等）	21

第7章 運営期間の終了.....	21
第61条（運営期間終了後の運営方法の検討）.....	21
第62条（運営期間終了時の取扱い）.....	21
第63条（運営期間終了時のモニタリング）.....	22
第8章 解除.....	22
第64条（運営事業者の債務不履行）.....	23
第65条（発注者の解除）.....	23
第66条（違約金）.....	25
第67条（委託業務の一部解除）.....	26
第68条（運営事業者の解除）.....	26
第9章 特許権等、著作権及び秘密保持.....	26
第69条（特許権等）.....	26
第70条（著作権の利用等）.....	27
第71条（著作権等の譲渡等禁止）.....	27
第72条（第三者の権利の侵害防止）.....	27
第73条（秘密保持義務）.....	28
第74条（個人情報の保護）.....	28
第10章 補則.....	29
第75条（運営事業者の権利義務の譲渡）.....	29
第76条（資本金及び株式の発行）.....	29
第76条の2（兼業禁止）.....	29
第76条の3（運営事業者の役員）.....	29
第76条の4（経営状況の報告）.....	30
第77条（解散）.....	30
第78条（遅延利息）.....	30
第79条（管轄裁判所）.....	30
第80条（本契約に定めのない事項）.....	30
別紙1 定義集.....	32
別紙2 運営業務委託費の支払方法.....	34
別紙3 特許権等.....	39
別紙4 保険.....	40
別紙5 モニタリング及び運営固定費の減額.....	41
別紙6 不可抗力発生時の追加費用の負担.....	41

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び運営事業者は、本契約、募集要項、要求水準書、募集要項等に係る質問回答書（発注者が令和〇年〇月〇日及び〇月〇日付で公表したもの。以下同じ。）、競争的対話の質問回答書（発注者が令和〇年〇月〇日付で公表したもの。以下同じ。）及び事業提案書に従い、本契約を履行しなければならない。
- 2 本契約における用語の定義は、別紙1の定義集その他本契約で別途定義されたとおりとする。
- 3 前項の要求水準書及び事業提案書に明記されていない仕様があるときは、発注者及び運営事業者の協議により定める。
- 4 運営事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって、本契約に記載する契約期間、本契約、要求水準書及び事業提案書に示された業務を履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分について運營業務委託費を支払う。
- 5 運営事業者は、本契約の内容を理解し、その趣旨を遵守するとともに、これらに違反しないことを確約する。
- 6 本契約は、本契約締結日から効力を生じる。

(準拠法及び解釈)

- 第2条 本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本契約において、「年度」とは4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- 4 本契約の変更は書面で行う。

(通知等)

- 第3条 本契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

- 第4条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

- 第5条 本契約で用いる計量単位は、本契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるとおりとする。

(期間の計算)

- 第6条 期間の定めは、本契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法

律第 89 号) 及び商法 (明治 32 年法律第 48 号) の定めるところによる。

(契約保証金)

第 7 条 運営事業者は、発注者がその必要がないと認める場合を除き、運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる対応を行わなければならない。なお、第 4 号の場合においては、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等 (国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、発注者が確実であると認める公社債券) の提供

(3) 本契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、その他の発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 本契約期間中、前項の保証にかかる契約保証金の額、有価証券等の額、保証金額又は保険金額 (第 6 項において「保証の額」という。) は、常に運営保証対象額以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、運営事業者が第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証又は保険を付す場合は、当該保証又は保険は以下に規定する者による契約の解除の場合についても支払われるものでなければならない。

(1) 運営事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人

(2) 運営事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人

(3) 運営事業者について再生手続開始の決定があった場合において、再生債務者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された管財人

4 第 1 項の規定により、運営事業者が同項第 2 号に基づき有価証券等を担保提供し又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第 1 項第 4 号に掲げる保険を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、第 1 項第 3 号に掲げる保証及び第 4 号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運営期間中における更新を認めるものとする。

5 契約保証金には利子を付さない。

6 運営保証対象額の変更があった場合には、保証の額が変更後の運営保証対象額に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、運営事業者は保証の額の減額を請求することができる。

7 運営事業者が本契約に基づき発注者に対する損害金、又は違約金の支払債務を負担するときは、発注者は、本条に基づき納付された契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当することができるものとする。

(異常事態発生時の責任)

第 8 条 運営事業者は、本施設について異常事態が発生した原因が、本施設がその種類、品質、数量、権利その他の事項に関して建設工事請負契約の内容に適合しないことによるのか又は運営事業者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、本施設につ

いて異常事態が発生した場合に運営事業者が負う義務の負担を免れることはできず、これを負担する。

(解釈等)

第9条 発注者及び運営事業者は、本契約（募集要項等に係る質問回答書の関連する記載を含む。）と共に、基本協定書、募集要項、要求水準書（募集要項等に係る質問回答書の関連する記載を含む。）並びに事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

2 本契約、基本協定書、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本契約、基本協定書、募集要項等に係る質問回答書（競争的対話の質問回答書を含む。）、募集要項、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。また、当該各文書につき、同一文書内で記載に齟齬がある場合には、発注者の解釈に従うものとする。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。

第2章 運營業務

第1節 総則

(委託業務の範囲)

第10条 発注者は、運営期間において、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運營業務」という。）を運営事業者に委託し、運営事業者はこれを受託する。業務範囲は、次の各号のとおりとし、詳細は要求水準書の定めるところによる。

(1) 受付業務

(2) 運転管理業務（焼却飛灰の安定化処理、残渣の貯留及び引渡しまでは運営事業者の業務範囲。）

(3) 維持管理業務

(4) 環境管理業務

(5) 防火・防災管理業務

(6) 保安・清掃業務

(7) 施設見学者等対応業務

(8) 情報管理業務

(9) 運営のセルフモニタリング

(10) その他これらに付帯関連する業務

2 運営事業者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないよう、適正に運營業務を行わなければならない。

3 運営事業者は、本件性能要件を満たすよう、適正に運營業務を行わなければならない。

(許認可の取得)

第11条 運営事業者は、運營業務準備期間において、運營業務その他運営事業者が本契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、これを維持し、必要な届出等

を行わなければならない。

(再委託等の禁止)

第 12 条 運営事業者は、運営業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、運営事業者は、発注者の事前の承諾を得た場合には、運営業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成企業又は協力企業である場合には、発注者に対する事前の通知で足りる。

3 前項に規定する業務の委託は、すべて運営事業者の責任において行うものとし、運営事業者は、当該第三者をして本契約の規定を遵守させる。また、委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、運営事業者の責めに帰すべき事由とみなす。運営事業者は、前項の規定により運営業務の委託を行った場合、当該委託にかかる契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく発注者に提出する。

4 運営事業者は、成果物（未完成の成果物、業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

5 発注者は、第三者に対する委託又は請負に関して、運営事業者に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。

(関連法令の遵守)

第 13 条 運営事業者は、運営業務に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

(発注者の責任)

第 14 条 発注者は、運営期間内において、本施設を所有し本施設を稼働させて処理対象物の処理を行うに必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。また、発注者は、募集要項第 2 章 10. に示す事項を自己の責任において行う。

2 運営事業者は、発注者が前項に定める許認可を取得するために必要な補助及び協力を行う。

(指示監督等)

第 15 条 発注者は、本契約の履行について必要があるときは、運営事業者に対し、指示監督することができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、運営事業者に対して運営業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は運営事業者の通常の営業時間内に、運営事業者に対する事前の通知を行った上で運営事業者の事務所その他運営業務の実施場所に立ち入ることができる。

第 2 節 運営開始前の準備

(従業員の確保)

第 16 条 運営事業者は、運営業務準備期間において、運営業務の実施に必要な人員（以下「従

業員」という。)につき、自らの責任及び費用において、法令等の規定により必要とされる人数を確保し、本契約の終了まで、これを維持する。

- 2 運営業務のための従業員には、次の各号に掲げる資格を有する者が含まれるものとし、運営事業者は、運営業務準備期間においてその必要人数を確保する。また、本契約の終了まで、これを維持する。
 - (1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
 - (2) 電気主任技術者
 - (3) ボイラー・タービン主任技術者
 - (4) その他本施設の運営のために必要な資格を有する者
- 3 前項第2号の電気主任技術者の監督範囲は、監督官庁と協議の上認められた範囲に限るものとする。
- 4 運営業務の実施のために必要な資格を有する者については、法令等の範囲内において、兼任させることができる。
- 5 運営事業者は、運営業務の開始までに、従業員の名簿（組織図、業務分担表及び人員配置表を含む。）を作成し、発注者に提出しなければならない。また、従業員の追加、異動等があったときは、速やかに発注者に通知し、発注者に提出した従業員の名簿を更新しなければならない。
- 6 運営事業者は、第2項の規定にかかわらず、ボイラー・タービン主任技術者を、本施設の試運転開始前までに選任しなければならない。

（試運転及び性能試験）

- 第17条 運営事業者は、施工企業と協力して、運営業務開始の準備を行うとともに、施工企業から必要な教育訓練を受けるものとする。
- 2 運営事業者は、発注者及び施工企業の間で協議により決定した本施設の性能保証事項のうち運営期間に実施する必要がある性能試験については、運営期間開始後に施工企業の立会い指導のもと、運営事業者が発注者と合意した期日に実施する。
 - 3 運営事業者は、前項の規定の他、本施設の試運転期間中の本施設の運営を行うとともに、施工企業が実施する性能試験において、必要な協力を行うものとする。

第3節 業務計画書、業務実施計画書及び運営マニュアル

（業務計画書）

- 第18条 運営事業者は、運営期間の開始60日前までに、運営期間を通し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務計画書を作成の上、発注者に提出し、運営期間の開始前に発注者の承諾を受けなければならない。
- 2 運営事業者は、業務計画書には、各種マニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務実施計画書、発注者への各種報告様式等を含むこととし、次の各号に掲げる事項に基づき、記載内容は発注者と協議し決定する。
 - (1) 各業務の実施体制
 - ア) 安全衛生管理体制
 - イ) 防災管理体制
 - ウ) 連絡体制

- エ)施設警備・防火・防犯体制
 - オ)運営管理体制(受付業務実施体制、維持管理実施体制、周辺住民等対応実施体制含む。)
 - カ)緊急時の連絡体制
 - キ)その他運営業務の実施のため必要な体制
- (2)各業務計画書
- ア)運転計画
 - イ)調達計画
 - ウ)保守管理計画
 - エ)補修工事計画
 - オ)更新工事計画
 - カ)保全工事計画
 - キ)環境管理計画
 - ク)作業環境管理計画
 - ケ)防火・防災管理計画
 - コ)除雪計画
 - サ)清掃計画
 - シ)警備・防犯計画
 - ス)モニタリング実施計画
 - セ)その他必要な業務実施計画
- 3 運営事業者は、業務計画書について発注者から指摘を受けた場合、当該指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用において、業務計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た業務計画書につき、改めて発注者の承諾を受けなければならない。
- 4 運営事業者は、第1項又は前項の規定により発注者の承諾を受けた業務計画書に基づいた業務実施計画書(年間、月間等)を作成し、業務実施計画書(年間、月間等)に基づいて運営業務を実施する。
- 5 運営事業者は、本施設又は運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に業務計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(業務実施計画書(年間))

- 第19条 運営事業者は、各年度の業務が開始する30日前までに(ただし、運営期間の初年度については運営期間の開始日の60日前までに)、業務計画書に基づいた翌年度の業務実施計画書(年間)を、発注者に提出し、各年度の運営業務の開始前までに、その承諾を受けなければならない。
- 2 業務実施計画書(年間)には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1)受付業務
 - ア)受付業務実施体制
 - イ)受付業務マニュアル(運転管理マニュアルに含む。)
 - (2)運転管理業務
 - ア)運転管理体制
 - イ)月間運転計画、年間運転計画(発電・売電計画を含む。)
 - ウ)運転管理マニュアル(受付業務マニュアルを含む。)

- エ)日報、週報、月報、四半期報、年報等（様式含む。）
 - オ)月間調達計画書、年間調達計画書
 - カ)連絡体制
 - (3)維持管理業務
 - ア)維持管理業務実施体制
 - イ)年間保守管理計画書
 - ウ)年間補修工事計画書、補修工事実施計画書
 - エ)年間更新工事計画書、更新工事実施計画書
 - オ)保全工事計画書、保全工事実施計画書
 - カ)維持管理マニュアル
 - (4)環境管理業務
 - ア)環境管理業務実施体制
 - イ)環境保全基準
 - ウ)作業環境基準
 - エ)作業環境管理計画書
 - オ)測定管理マニュアル
 - (5)防火・防災管理業務
 - ア)防火・防災管理業務実施体制
 - イ)防火・防災管理計画書
 - ウ)BCP（事業継続計画）、BCM（事業継続管理）
 - エ)連絡体制（緊急時）
 - (6)保安・清掃業務
 - ア)保安・清掃業務実施体制
 - イ)清掃計画書
 - ウ)警備・防犯計画書
 - (7)施設見学者等対応業務
 - ア)施設見学者等対応実施体制
 - イ)施設見学者等対応業務マニュアル
 - (8)情報管理業務
 - ア)情報管理業務実施体制
 - イ)各種様式、記録の改訂及び保管
 - ウ)情報公開要領
 - (9)その他これらに付帯関連する業務
 - ア)その他運営業務の実施のため必要と認められる体制
 - イ)その他必要な計画書
 - ウ)緊急対応マニュアル（防火・防災管理対応を含む。）
 - エ)その他関連業務マニュアル
- 3 運営事業者は、前項の規定による発注者からの指摘を受けた場合、当該指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用において、業務実施計画書（年間）の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た業務実施計画書（年間）につき、改めて発注者の承諾を受けなければならない。
- 4 運営事業者は、第1項又は前項の規定により発注者の承諾を受けた業務実施計画書（年

間)に従い、毎年度の運営業務を実施する。

- 5 運営事業者は、運営業務が、本契約、要求水準書、事業提案書、業務計画書、業務実施計画書(年間)及び運営マニュアルに基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
- 6 運営事業者は、本施設又はその運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に業務実施計画書(年間)に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(運営マニュアル)

第20条 運営事業者は、運営期間の開始前に、試運転の結果等を踏まえ、運営マニュアルを作成し、発注者に提出して、その内容につき承諾を得なければならない。

- 2 運営マニュアルには、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)受付業務マニュアル
- (2)運転管理マニュアル
- (3)維持管理マニュアル
- (4)測定管理マニュアル
- (5)緊急対応マニュアル
- (6)施設見学者等対応業務マニュアル
- (7)その他関連業務マニュアル

- 3 運営マニュアルは、要求水準書及び事業提案書に基づく本施設の維持管理及び運転を実行するために、要求水準書に基づいて、本施設の運転及び稼働、日常的な運転保守管理のための管理項目及びその達成基準の詳細、想定されるトラブル及びそれに対する対応策並びに本施設による処理対象物の処理を行うために必要な手順を詳細に記載したものでなければならない。

- 4 運営事業者は、発注者の承諾を受けた運営マニュアルに定めるところにより、運営業務を行う。

- 5 運営事業者は、運営期間終了まで、必要に応じて、発注者と協議の上適宜運営マニュアルの更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、最新版を発注者に提出する。

- 6 運営事業者は、運営マニュアルの更新にあたっては、運営期間終了後においても利用可能となるよう、運営期間の運営実績及び運営事業者の提案事項を、運営マニュアルに反映しなければならない。

- 7 運営事業者は、本施設について本件性能要件が満たされるよう、常に運営マニュアルを適正なものにするよう努め、必要な場合は第5項の規定に従い運営マニュアルを更新しなければならない。

- 8 運営事業者は、本施設又はその運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に運営マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第4節 処理対象物の処理

(処理業務)

第21条 運営事業者は、運営期間中、本契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、本施設において運営業務を行う。

(処理対象物の処理)

第 22 条 運営事業者は、処理対象物を本件性能要件に適合させて処理しなければならない。

(処理不適物の取り扱い)

第 23 条 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、処理不適物の搬入が認められた場合、これらを搬入した者に持ち帰らせなければならない。但し、運営事業者は、当該処理不適物、危険物等を直接搬入した者に持ち帰らせることが不可能又は困難で処理不適物等が残った場合には、その対応を発注者と協議し決定するものとする。

- 2 運営事業者は、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、分別指導を行うものとする。
- 3 内容物検査の検査方法、検査の実施等の原因で処理不適物が混入したことより、本施設に故障等が生じたことが明らかになった場合で、当該故障等の修理のために費用を要するときは、第36条及び第48条の規定に従う。

第5節 本施設の検査

(運営事業者の検査)

第 24 条 運営事業者は、業務実施計画書（年間）の保守管理計画書を毎年度作成し、当該年度の前年度3月〔末日〕までに発注者の承諾を受けなければならない。

- 2 保守管理計画書には、検査の対象となる機器の項目、検査内容、検査頻度等を記載する。
- 3 運営事業者は、保守管理計画書の定めるところに従い、本施設の検査を行う。
- 4 前項に規定するもののほか、運営事業者は、必要に応じて、本施設の検査を実施する。
- 5 運営事業者は、第3項又は前項の規定により本施設の検査を行ったときは、その結果を速やかに発注者に報告する。発注者は、当該検査結果を公表することができる。

(発注者の検査)

第 25 条 発注者は、自己の費用により、本施設の検査を行うことができる。この場合、発注者は、抜き打ちによる検査の場合を除き、運営事業者の通常の営業時間内に、運営事業者に対する事前の通知を行った上で本施設へ立ち入り、自らの費用で検査、計測等を行う。

- 2 発注者は、前項の規定による検査を第三者に委託することができる。
- 3 発注者は、第1項又は前項の規定により検査を行う又は行わせる場合には、合理的に可能な範囲で運営事業者の行う運營業務の実施に影響を与えないよう配慮しなければならない。

(精密機能検査)

第 26 条 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で精密機能検査を実施するものとする。

- 2 運営事業者は、1年に1回以上の頻度で機能検査を実施するものとする。
- 3 運営事業者は、精密機能検査及び機能検査の結果を踏まえ、本件性能要件を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うものとする。

第6節 モニタリング等

(本施設にかかる測定管理)

第 27 条 運営事業者は、運営期間中、自己の費用において、本契約、要求水準書、事業提案書、業務計画書、業務実施計画書(年間)、月間業務実施計画書及び運営マニュアルに従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託して、本施設にかかる測定管理を実施する。

2 運営事業者は、要求水準書第 6 章第 1 節表 6.1-1 に示した測定項目、測定頻度で、前項の規定による測定管理を実施し、結果を業務実績報告書により発注者に報告しなければならない。発注者は、運営事業者に事前に通知して、当該測定管理に立ち会うことができる。

3 発注者は、第 1 項の規定による測定管理について、測定項目のいずれかの測定値が要求水準書第 6 章第 3 節に定める要監視基準に近い値を示し基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合又は測定項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合、運営事業者に測定頻度の増加を請求することができる。この場合の測定頻度は、発注者が測定値に応じて決定することができる。

4 運営事業者は、本件性能要件として示されている項目で、要求水準書第 6 章第 1 節表 6.1-1 の測定項目に掲げられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は発注者が合理的に要求する場合に、自らの責任と費用により、測定管理を実施し、その結果を速やかに発注者に報告しなければならない。

5 発注者は、第 1 項及び第 4 項の規定による測定の結果並びに第 3 項の規定により発注者がとった措置を公表することができる。

(周辺環境のモニタリング)

第 28 条 発注者は、自己の費用において、周辺環境のモニタリング等を実施することができる。

2 発注者は、自己の費用において、運営事業者による測定管理とは別に、本施設の測定管理を行うことができる。この場合、運営事業者は、発注者の指示に従い測定管理に協力しなければならない。

(要監視基準値の未達成)

第 29 条 第 27 条から前条までの規定による運営事業者又は発注者のモニタリング、測定管理等の結果、要監視基準値を超過することが判明した場合には、発注者又は運営事業者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は、要求水準書第 6 章第 3 節 2. に定めるところに従い、原因の究明に努め、本件性能要件を満たす正常な運転が再開されるよう本施設の補修、運営業務の改善等を行わなければならない。

2 発注者及び運営事業者は、協議により、本施設の稼働状況に応じて、要監視基準値を見直すことができる。

3 発注者は、第 1 項の規定により運営事業者が行った本施設の補修、運営業務の改善等の内容を公表することができる。

(停止基準値の未達成)

第 30 条 第 27 条から第 28 条までの規定による運営事業者又は発注者のモニタリング、測定管理等の結果、停止基準に係る基準値を超過することが判明した場合には、発注者又は運営事業者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は、直ちに本施設

の運転を停止し、要求水準書第6章第3節3.に定めるところに従い、原因の究明に努め、本件性能要件を満たす正常な運転が再開されるよう本施設の補修、運営業務の改善等を行わなければならない。

(本件性能要件の未達)

第31条 第27条から第28条までの規定による運営事業者又は発注者の検査、計測等の結果、要監視基準値として示された項目以外の項目等について本件性能要件が達成されないことが判明した場合には、発注者又は運営事業者は速やかにその旨を相手方に通知するとともに、運営事業者は、原因の究明に努め、本件性能要件を満たすよう、本施設の補修、運営業務の改善等を行わなければならない。

2 前項の場合、発注者は、必要と認めるときは、運営事業者に本施設の運転の停止を指示することができ、運営事業者は、これに従わなければならない。

(その他運営業務に関するモニタリング)

第32条 第27条及び第28条に定めるほか、発注者は、運営事業者が本施設を適切に運営していることを確認するため、運営期間中において、募集要項添付資料-5 3.に定めるところによりモニタリングを行い、毎月の業務報告書(業務月報)受領後10日以内に、当該業務報告書(業務月報)の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は、発注者が行うモニタリングにつき、発注者の指示に従い協力しなければならない。

2 前項の規定によるモニタリングの実施方法は、別紙5に記載のとおりとする。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて本施設に立ち入り、自らの費用において、必要があると認める測定管理を行うことができる。

4 発注者は、第1項及び前項の規定によるモニタリング及び測定管理の結果を公表することができる。

5 モニタリングの目的及び方法、運営業務の改善についての措置、是正勧告、警告、是正措置に改善効果が認められない場合の本契約の解除、運営業務委託費の減額並びに運営業務に係る対価の返還は、本約款本文に規定されているところによるほか、別紙5に定めるところによる。

第7節 異常事態等への対応及び運営業務委託費の減額

(異常事態への対応)

第33条 運営事業者は、運営業務の実施中に異常事態が発生したときは、本契約に従い、自らの費用で運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

2 前項の場合において、運営事業者は、本施設が異常事態に至った原因の究明、その責任の分析等を行う。

3 発注者は、前項の規定による運営事業者の原因の究明及び責任の分析とは別個に、独自に異常事態の発生にかかる事実関係の調査、原因の究明、責任の分析等を行うことができる。この場合、運営事業者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。

4 本施設が計画外の運転停止(業務計画書及び業務実施計画書(年間)に予定されていない本施設の一連の稼働停止をいう。以下同じ。)の状態に陥った場合についても、その

原因の究明等について前二項の規定を準用する。

(停止期間中等の処理対象物の処理)

第34条 異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態又は性能低下による計画処理量の全量の受入れができない状態に陥った場合、運営事業者は、速やかに発注者に報告し、発注者より提供される処理対象物の処理について、次の各号に掲げるところにより、対応する。

- (1) 運営事業者は、発注者に対する報告を行った場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策（以下「緊急代替処理方策」という。）を策定し、発注者の確認を受け、当該緊急代替処理方策を遅滞なく実行する。
- (2) 本施設が運転を再開した場合は、本施設において処理を行う。

(臨機の措置)

第35条 運営事業者は、事故、災害等の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合、運営事業者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知する。
- 3 発注者は、事故、災害等の防止その他本施設の運転を行う上で特に必要があると認めるときは、運営事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 運営事業者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、運営事業者は、当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が、不可抗力によること、又は運営事業者の責めに帰すことのできない事由（不可抗力を除く。）に基づくことを、運営事業者が証明した場合には、当該措置に要した費用の負担について、発注者と運営事業者が協議により定める（但し、保険等によりてん補された部分及び運営業務委託費の範囲において負担することが適当と認められる部分については、運営事業者の負担とする。）。
- 5 前項の規定にかかわらず、建設工事請負契約に定める瑕疵担保責任期間中に、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった原因が建設工事請負契約に定める本施設の瑕疵によらない場合、当該措置は、運営事業者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用はすべて運営事業者が負担する。

(費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額)

第36条 異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。以下同じ。）は、本契約に別途定める場合を除き、全て運営事業者が負担する。ただし、当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によること、又は運営事業者の責めに帰すべき事由でないこと（不可抗力を除く。）を、運営事業者が証明した場合には、当該費用の負担について、発注者と運営事業者が協議により定める（但し、保険等によりてん補された部分については、運営事業者の負担とする。）。

- 2 第1項の規定により、異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用の全部又は一部を発注者が負担する場合の負担方法については、発注者と運営事業者が協議により定める。
- 3 異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本件性能要件の未達成により、本施設の全

部又は一部の運転を停止した場合（発注者の指示により停止した場合を含む。）は、別紙5に従い運営業務委託費のうちの運営固定費を減額する。ただし、異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本件性能要件の未達成が、不可抗力又は運営事業者の責めに帰すことができない事由によることを運営事業者が証明した場合は、運営固定費を構成する費用のうち当該本件性能要件の未達成に伴い支出が不要となった費用についてのみ運営固定費の減額を行い、それ以外の運営固定費の減額を行わない。

- 4 運営事業者は、第1項の規定による費用の負担及び前項の規定による運営固定費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由による（第2項又は前項の規定により運営事業者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。）異常事態の発生又は計画外の運転停止に関連して発注者に生じた損害を、発注者に賠償しなければならない。

（その他要求水準未達成に対する運営固定費の減額）

第37条 要求水準書及び事業提案書に規定する業務水準が達成されていないと発注者が判断した場合には、運営事業者は、本施設の全部又は一部の運転停止を伴わず、本施設の運転を継続できるが、募集要項添付資料-5に基づき別紙5に定めるところにより、運営固定費を減額する。

- 2 運営事業者は、自らの責めに帰すべき事由により要求水準書及び事業提案書に規定する業務水準が達成されなかった場合、前項の規定による運営固定費の減額のほか、当該業務水準の未達成に関連する損害を、発注者に賠償しなければならない。

第8節 焼却灰等の取扱い

（焼却灰等の取扱い）

第38条 運営事業者は、本施設における処理対象物の燃焼処理によって発生する焼却主灰及び焼却飛灰を飛灰処理装置で処理した飛灰処理物（以下「焼却灰等」という。）を、発注者が指定する運搬業者へ引渡すものとし、引き渡すまでの間、適正に管理・保管するとともに、搬出車両への積込み、計量等の作業を実施する。また、運営事業者は、運搬業者による焼却灰等の搬出について必要な協力を行う。

第9節 発電設備の運転

（発電設備の運転）

第39条 運営事業者は、本契約、要求水準書、事業提案書、業務計画書、業務実施計画書（年間）及び運営マニュアルに従い、本施設の発電設備の運営業務を行う。

- 2 運営事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行う。
- 3 運営事業者は、発電した電力を本施設で使用する。
- 4 本施設を運転することにより発生する余剰電力（第2項の規定により発電した電力から第3項に基づき運営事業者が本施設で使用する電力を除いたものをいう。以下同じ。）にかかる権利は発注者に帰属する。発注者は、当該電力を第三者に売却するものとし、この場合、運営事業者は発注者による当該電力の売却に必要な契約の締結及び履行につき、発注者に協力する。

第10節 余熱利用

(余熱利用)

第40条 運営事業者は、余熱を主として発電に使用し、本施設のプラント動力、建築関係並びに外構等にも余熱を使用するものとする。

2 運営事業者は、本契約、要求水準書、事業提案書、業務計画書及び業務実施計画書（年間）に基づき余熱の使用を止めるときは、事前に発注者へ報告し承諾を得る。

第11節 ごみ質

(ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)

第41条 運営事業者の責めに帰すべき事由がなく、運営事業者が、処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱し、本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難である旨の申立てを発注者に対して行った場合、発注者は、本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。

2 発注者が前項の規定による確認を行い、運営事業者の申立てが合理的であると認めた場合、発注者は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質を算出し、運営事業者と協議の上、本件性能要件又は要監視基準値を満たすための本施設の改造の要否及び改造の方法等について決定する。発注者は当該工事を第三者に発注できるものとし、運営事業者は発注者が発注業務を行うための情報提供を行う。

3 前項の規定による協議によって決定された本施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、発注者が負担する。なお、発注者が、本施設の改造を運営事業者以外の第三者に委託し、当該第三者の責めに帰すべき事由により、発注者、本施設又は第三者に損害が生じた場合には、運営事業者はその責めを負わない。

4 第2項の場合において、臨機の措置及び計画外の運転停止への対応に要する費用については、第35条及び第36条の規定にかかわらず、発注者の負担とする。

第12節 補修及び更新

(長寿命化計画の整備)

第42条 運営事業者は、本施設の効率的な更新整備や保全管理を行うため、長寿命化計画を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

2 運営事業者は、作成した長寿命化計画を運営期間中、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年更新し、その都度、発注者に報告し承諾を得なければならない。

3 運営事業者は、長寿命化計画を、第18条第2項第2号ウ)、エ)、オ)、カ)及び第19条第2項第3号イ)、ウ)、エ)、オ)の各計画書と整合させて作成しなければならない。

(本施設の補修)

第43条 運営事業者は、第19条第1項若しくは第4項又は前条の規定により発注者の承諾を受けた業務実施計画書（年間）及び長寿命化計画の補修計画に従い、補修の実施前まで

に本施設の補修工事実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 運営事業者は、補修工事実施計画書に従い、本施設の補修業務を行う。
- 3 運営事業者は、本施設の補修業務が本契約、要求水準書、事業提案書、業務計画書、業務実施計画書（年間）、運営マニュアル及び補修工事実施計画書に基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
- 4 運営事業者は、本施設の補修業務が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行わなければならない。
- 5 運営事業者は、前項の規定による試運転及び性能試験の終了後速やかに、補修業務の終了を発注者に報告するとともに、補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成して発注者に提出しなければならない。
- 6 発注者は、必要と認める場合は、運営事業者による補修業務の結果を確認し、業務実施計画書（年間）及び運営マニュアルを改訂するよう運営事業者に求めることができる。
- 7 運営事業者は、本施設又は運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に補修工事実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（本施設の更新）

第 44 条 運営事業者は、第 19 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 44 条の規定により発注者の承諾を受けた業務実施計画書（年間）及び長寿命化計画の更新計画に従い、本施設の更新工事の実施前までに、更新工事実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 運営事業者は、更新工事実施計画書に従い、本施設の更新業務を行う。
- 3 運営事業者は、本施設の更新業務が本契約、要求水準書、事業提案書、業務計画書、業務実施計画書（年間）、運営マニュアル及び更新工事実施計画書に基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
- 4 運営事業者は、更新業務が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行わなければならない。
- 5 運営事業者は、前項の規定による試運転及び性能試験の終了後速やかに、更新業務の終了を発注者に報告するとともに、更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成して発注者に提出しなければならない。
- 6 発注者は、必要と認める場合は、運営事業者による更新業務の結果を確認し、業務実施計画書（年間）及び運営マニュアルを改訂するよう運営事業者に求めることができる。
- 7 運営事業者は、本施設又は運営業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に更新工事実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第 13 節 建築物等の保守管理等

（建築物等の管理）

第 45 条 運営事業者は、事業用地内の建築物等（植栽、駐車場、雨水調整池、歩道等を含む。以下同じ。）の保守管理を、次の各号に掲げるところにより行うこととし、詳細は運営マニュアル及び業務実施計画書（年間）に定めるところによる。

- (1)安全性及び防災性を確保し、災害発生を未然に防止すること。
- (2)突発的な修繕及び事故等を未然に防ぎ、経済的損失を抑制すること。
- (3)建築物の資産価値を維持し、使用期間の増大を図ること。

(4)美観及び品位を維持し、地域社会の環境向上に貢献すること。

(見学等への対応)

第46条 運営事業者は、本施設への見学及び視察等につき、予約の受付、説明等の対応を行うこととする。詳細は、要求水準書第9章に定めるところによる。なお、行政視察の申し込みがあった場合には、発注者の連絡先を通知する等の仲介対応を行うものとする。

第14節 業務報告

(運営業務の報告)

第47条 運営事業者は、要求水準書に従い、業務報告書(日報、週報、月報、年報)を、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により提出を受けた業務報告書(日報、週報、月報、年報)の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合には、運営事業者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、運営事業者に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関する改善措置を求めることができ、運営事業者はかかる発注者の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- 3 運営事業者は、業務報告書(日報、週報、月報、年報)、その他運営事業者が本契約に基づき作成する書類につき、運営期間終了後電子データで保管し、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物でも保管する。発注者が求めた場合、運営事業者は、業務報告書(日報、週報、月報、年報)、その他運営事業者が本契約に基づき作成する書類を、電子データで発注者に提出しなければならない。
- 4 運営事業者は前項の規定により保管する印刷物を、作成時から保管する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、運営事業者は、本施設内の事故発生等緊急を要する事項については、運営マニュアルに従い速やかに発注者に報告しなければならない。
- 6 第1項及び第4項に規定する記録等の保存期間は、本契約等に規定する期間又は本契約等に規定がないものについては 発注者と運営事業者の協議により定める期間とする。

第3章 運営業務委託費の支払い

(運営業務委託費)

第48条 発注者は、運営事業者に対し、運営期間中、別添内訳書及び別紙2に定めるところにより算定される金額を、運営業務委託費として支払う。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、運営固定費について、本契約の規定による減額を行うことができる。
- 3 発注者は、本契約で定める場合を除き、報酬等の名目の如何を問わず、運営事業者に対して金銭の支払義務を負わない。

(運営業務委託費の支払い等)

第49条 発注者は、運営事業者に対して、別紙2に定めるところにより、運営事業者の業務遂行の対価として、次条第5項の規定による請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日以内（以下「支払期限日」という。）に、本契約の規定により減額される場合を除き、運営業務委託費を支払わなければならない。

(請求の手順)

第50条 運営事業者は、毎月の業務報告書（月間）を翌月10日までに提出し、発注者の承諾を受ける。

- 2 発注者は、前項の規定により提出された業務報告書（月間）を、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を運営事業者へ通知する。
- 3 前項の場合、運営事業者は、発注者が承諾しなかった業務報告書（月間）及びそれに付属する資料を改訂して再提出する。ただし、運営事業者は、当該業務報告書（月間）が承諾されなかったことについて、意見を述べるることができる。
- 4 運営事業者は、当該業務報告書（月間）が承諾されなかった場合、指摘事項を踏まえて業務報告書（月間）の補足、修正又は変更を行う。この場合、運営事業者は、補足、修正又は変更を経た業務報告書（月間）につき、改めて発注者の承諾を受けなければならない。
- 5 運営事業者は、発注者の業務報告書（月間）の承諾を得た後、承諾済みの業務報告書（月間）に基づいた運営業務委託費の請求書を作成し、発注者に請求する。

(運営業務委託費の見直し)

第51条 発注者及び運営事業者は、社会経済状況の変化に応じて、運営固定費及び運営変動費の見直しを実施することができ、詳細については、別紙2に定めるところによる。

第4章 要求水準書の変更

(要求水準書の変更)

第52条 運営期間中に、技術革新等により要求水準書の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 発注者は、本契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化など発注者及び運営事業者が本契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は

要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を運営事業者に求めることができる。

(2) 運営事業者は、前号の規定による発注者の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を発注者に対し通知しなければならない。

(3) 発注者と運営事業者は、協議の上、要求水準書を変更することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者及び運営事業者が協議した結果に従い、発注者が負担する。また、かかる変更により運営事業者に費用の減少が生じる場合には、発注者は、費用の減少について、発注者と運営事業者が協議した結果に従い、運營業務委託費を減額する。

(4) 前号の規定による協議が協議開始の日より60日以内に整わない場合には、発注者は本契約の一部又は全部を解除することができる。

2 運営事業者は、本契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を発注者に求めることができる。かかる場合、発注者は、運営事業者との協議に応じなければならない。発注者は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の運營業務委託費の支払額の変更については、発注者と運営事業者の合意したところによる。

3 要求水準書を変更するときは、発注者と運営事業者で協議の上、変更内容に応じ、発注者が要求水準書を、運営事業者が本契約に基づき作成したマニュアル及び各種計画書を、それぞれ変更する。

4 発注者は、第1項第4号の規定により本契約の全部又は一部を解除し、当該解除により運営事業者に損害が生じる場合には、発注者が損害と認めるもの（逸失利益を含まない。）のみを賠償する。

第5章 危険の負担等

（所有権）

第53条 本施設の所有権は、発注者に属する。また、本施設の更新等を行った場合においても、本施設の所有権は発注者に属する。

（第三者の損害）

第54条 運営事業者は、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

2 前項に規定する事由以外の事由により、運營業務の実施により第三者が損害を受けた場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、発注者及び運営事業者は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定する。

3 前項の損害賠償は、まず運営事業者が加入する保険の保険金で支払い、なお不足するときは運営事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払う。発注者は、運営事業者からの請求に基づき、運営事業者が当該第三者に支払った当該損害額（不足額）について、前項の規定による協議により決定した負担割合相当額を運営事業者に対して支払う。

（保険）

第 55 条 運営事業者は、別紙 4 に定めるところにより、自らの費用で次の各号に掲げる保険に継続して加入しなければならない。なお、運営事業者は、保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について発注者の確認を得なければならない。

(1) 運営期間中の第三者損害賠償保険

[その他、事業提案書で提案された保険を記載します。]

- 2 運営事業者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険契約に係る保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 運営事業者は、別紙 4 に規定する内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(法令変更)

第 56 条 運営事業者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本契約にかかる自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、書面で発注者に通知しなければならない。この場合、運営事業者は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。

- 2 発注者及び運営事業者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 発注者は、運營業務委託費の支払いにおいて、運営事業者が履行義務を免れた義務について、運営事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、運営事業者が実際に行ったその他の業務内容に応じた運營業務委託費の支払いをすることができる。
- 4 運営事業者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、運營業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。
- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から 60 日以内に整わない場合、発注者及び運営事業者は、以下の負担割合に応じて費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	運営事業者負担割合
本事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 6 前二項の場合、必要に応じて、発注者と運営事業者で協議の上、要求水準書、業務計画書、業務実施計画書（年間）及び運営マニュアルの改訂等を行う。
- 7 発注者が支払う運營業務委託費にかかる消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。その他、運營業務に直接関係する税制の変更により生じる追加費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の税制度の新設や変更により生じる追加費用は、運営事業者が負担するものとする。
- 8 法令等の変更により、要求水準書、事業提案書、業務計画書、業務実施計画書（年間）及び運営マニュアルの変更が可能となり、かかる変更により運営事業者の運營業務実施の費用が減少するときは、発注者は、運営事業者との協議により要求水準書、事業提案書、運営マニュアル、業務計画書又は業務実施計画書（年間）の変更を行い、運營業務委託費

を減額する。

- 9 法令等の変更により本事業の継続が不能となった場合及び過分の追加費用を要することとなった場合、又は第4項若しくは前項の協議が協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者は本契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づく本契約の解除により発注者又は受注者に発生した損害については、各自で負担するものとする。

(不可抗力)

第57条 不可抗力により、いずれかの当事者が本契約を履行できなくなったとき又はいずれかの当事者に損害が発生したときは、内容及び程度の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知が行われた場合、当該通知の相手方は損害等の状況の確認を行うものとし、委託者と受託者との協議により、不可抗力への該当性の判定、本契約の変更、費用負担等について決定するものとし、必要に応じて、要求水準書、事業提案書、業務計画書、業務実施計画書(年間)、運営マニュアルの改訂等を行う。
- 3 前項の規定による協議に基づき不可抗力に該当することが認められた場合、第1項の規定による通知を行った当事者は、通知日後に、かかる不可抗力の事由が止み、本契約の履行の続行が可能となる時まで、本契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。ただし、発注者及び運営事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 4 発注者は、運營業務委託費の支払いにおいて、運営事業者が履行義務を免れた義務について、運営事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、運営事業者が実際に行ったその他の業務内容に応じた運營業務委託費の支払いをすることができる。
- 5 発注者に不可抗力が発生した場合であって、第2項に規定する協議を行ったにもかかわらず、不可抗力が生じた日から[60]日以内に本契約の変更、費用負担等についての合意が成立しないときは、発注者は、当該不可抗力への合理的な対応措置を運営事業者に対して通知することにより、運営事業者をして、運營業務を継続させることができるものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙6記載の負担割合によるものとする。
- 6 不可抗力により、本事業の継続が不可能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなったときは、発注者は本契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づく本契約の解除により発注者又は受注者に発生した損害については、各自で負担するものとする。

(不可抗力による負担)

第58条 不可抗力による損害(逸失利益を含まない。)又は増加費用が生じた場合には、当該損害額及び増加費用額の負担について、発注者と運営事業者が協議により定める(但し、運営事業者の責めに帰すべき事由に基づくもの及び保険等によりてん補された部分は運営事業者の負担とする。)

(地域住民対応)

第59条 本事業に関する地域住民の要望、苦情等に対する対応は、発注者が行う。

- 2 運営事業者は、本事業に関する地域住民の要望、苦情等を受けたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

- 3 運営事業者は、発注者が第1項の地域住民の要望、苦情等に対応するため運営事業者に協力を求めたときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により、運営事業者が発注者に協力するために費用を生じた場合には、合理的な範囲を超えると発注者が認めた費用については、発注者が負担する。
- 5 運営事業者は、運営業務に関し、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得るものとする。
- 6 運営事業者は、発注者が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守するものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、運営事業者は、本事業に関し、運営事業者が提案した内容又は運営事業者が実施する業務に起因する事項に対し地域住民からの苦情等を受けた場合は、速やかに対応を行い、その対応に関連して発生する費用（運営事業者の提案内容に関する又は運営事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止による費用を含む。）を負担するものとする。

第6章 損害賠償等

（損害賠償等）

- 第60条 運営業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、運営事業者に損害が生じた場合、発注者は、運営事業者に対して、生じた損害（逸失利益を含まない。）を賠償する義務を負う。
- 2 運営事業者は、本契約に従った運営業務を実施せず、又はその他本契約の定めるところに違反し、その他運営事業者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害を生じさせたときは、その損害（逸失利益を含まない。）を賠償しなければならない。
 - 3 本契約の規定による運営固定費の減額は、前項の規定による発注者の運営事業者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、運営固定費の減額を、損害賠償の予定と解してはならない。

第7章 運営期間の終了

（運営期間終了後の運営方法の検討）

- 第61条 発注者及び運営事業者は、運営期間開始後15年目の時点において、運営期間経過後の本事業の継続にかかる協議を行うこととする。
- 2 発注者と運営事業者は、前項に基づく協議において、運営期間経過後において運営事業者以外の第三者に運営業務を委託するために必要な事項を確認する。当該協議の結果如何にかかわらず、運営事業者は、発注者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。

（運営期間終了時の取扱い）

- 第62条 運営事業者は運営期間終了時において、次の各号に掲げる条件を満たした上で、本施設を発注者に引き渡すものとする。発注者は、本施設の引渡しを受けるに先立って、引渡しに関する検査を行うものとし、運営事業者はこれに必要な協力を行うものとする。
- (1) 発注者が要求水準書及び事業提案書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、発

注者が指示する内容の業務を発注者に引継ぐこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（運営期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものを含む。）、要求水準書、事業提案書及び本契約に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。

- (2) 本施設に係る建物の主要構造部等に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (3) 内外装の仕上げや建築設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が竣工図書に規定されている性能を満たしており、引き渡し後1年以内に大規模改修が必要ない状態であることとし、大規模改修を行う必要が生じた場合は運営事業者の責任において行うこと。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。改修が必要となった場合は、原因を究明の上、発注者と協議し、対応について決定する。
- (5) 運営期間終了時に、それまでの維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を発注者へ報告すること。
- (6) 運営期間終了時に、運営期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- (7) 次期運営事業者に対し、最低3か月以上の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は運営事業者が策定し、発注者の承諾を得ること。また、発注者は運営期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- (8) その他、運営期間終了時における引渡し時の詳細条件は、発注者と運営事業者の協議によるものとし、運営事業者は、運営期間開始後15年目に、運営期間終了後の新施設の取扱や延命化対策工事の要否等について、発注者と協議を開始すること。

（運営期間終了時のモニタリング）

第63条 運営事業者は運営期間終了の5年前に、運営期間終了後の本施設等の取扱いについて、発注者と協議を開始する。

- 2 運営事業者は運営期間終了時の1年前に、発注者に対して施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。
- 3 発注者は前項の報告内容について確認を行う。
- 4 発注者及び運営事業者は前項による確認の内容に基づき、必要に応じて協議を開始し修繕計画書を作成する。
- 5 運営事業者は、要求水準書及び事業提案書を満たすよう、運営期間終了時まで、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、発注者に確認等を受ける。

第8章 解除

(運営事業者の債務不履行)

第 64 条 発注者は、本契約に特に定める場合を除き、運営事業者がその責めに帰すべき事由により、本契約又は要求水準書若しくは事業提案書に従った本施設の運営ができなくなったときは、運営事業者に最長 60 日間（ただし、発注者が本契約に基づき 60 日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。）として発注者が定める期間の猶予期間を与える。ただし、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、この限りでない。

(発注者の解除)

第 65 条 発注者は、必要と認めるときは、90 日前に運営事業者へ通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、運営事業者の責めに帰すべき事由がないときは、発注者は、運営事業者の損害（逸失利益を含まない。）を補償する。

2 発注者は、運営事業者（第12号から第25号までの場合には運営事業者への出資者（構成企業）を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、運営事業者に対し催告することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、運営業務に着手すべき期日を過ぎても運営業務に着手しないとき。
- (2) 運営事業者の責めに帰すべき事由により、運営期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 運営業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (4) 運営事業者又は運営事業者の業務担当責任者その他使用人が、発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 運営事業者が第68条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 運営事業者又は運営事業者の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (7) 本契約並びに要求水準書及び事業提案書に従った運営業務の履行を行わず、発注者が前条の規定により最長60日（ただし、発注者が本契約に基づき60日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。）の猶予期間を設けて運営事業者に請求しても運営事業者が当該猶予期間内に本契約並びに要求水準書及び事業提案書に従った運営業務の履行を行わないとき。
- (8) 本事業を放棄したと認められるとき。
- (9) 運営事業者にかかる破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算手続その他これらに類する倒産手続（今後制定される手続を含む。）いずれかの手続について、運営事業者の決定機関でその申立等を決定したとき、若しくはその申立等がされたとき、運営事業者が、支払不能若しくは支払停止となったとき、運営事業者に関する手形交換所の取引停止処分若しくは株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置が生じたとき、又は運営事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられるとき。
- (10) 運営報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する

こととなったとき。

- (12) 募集要項第3章1. 3) のいずれかに該当したとき。
- (13) 運営事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は運営事業者が構成事業者である事業者団体（以下、運営事業者と総称して「運営事業者等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）
- (14) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が運営事業者等に対して行われたときは、運営事業者等に対する命令で確定したものをいい、運営事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約又は本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (15) 納付命令又は排除措置命令により、運営事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が運営事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、本事業が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (16) 運営事業者又はその代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。
- (17) 運営事業者又はその代表者、役員等（会社法（平成17年法律等86号）第423条第1項という役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
- (18) 運営事業者の役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (19) 運営事業者について、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (20) 運営事業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき。
- (21) 運営事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (22) 運営事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (23) 運営事業者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第18号から第22号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (24) 運営事業者が、第18号から第22号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が運営事業者に対して当該契約の解除を求め、運営事業者がこれに従わなかったとき。
- (25) 運営事業者が、本事業の優先交渉権者が決定されるまでの期間において、募集要項第5章1. に基づき設置される審査機関の委員等の本事業に係る優先交渉権者の選定手続の関係者と不正な接触等を行っていたことが発覚したとき。
- (26) 前各号に定める場合のほか、運営事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合において、発注者が運営事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めたにもかかわらず、運営事業者が当該期間内に改善することができなかつたとき。
- 3 発注者は、運営事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に、運営事業者に対し履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、運営事業者に通知することにより本契約を解除することができる。この場合、運営事業者は、発注者が解除の代わりに請求したときは、自己の負担において、発注者が指定する事業者に、本施設の保守管理業務を委託しなければならない。
- (1) 運営事業者が、本施設の保守管理にかかる、発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
- (2) 運営事業者が、発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第55条第1項各号の保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。ただし、発注者は、運営事業者が付保すべき保険が必要でないと合理的に判断する場合においては、当該保険にかかる契約の締結を請求しないものとする。
- (3) その他運営事業者が本契約の義務を履行しないとき。
- 4 運営事業者は、本契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに本施設を発注者に明け渡さなければならない。

(違約金)

- 第66条 運営事業者は、前条第2項又は第3項の規定により本契約が解除された場合は、運営保証対象額に相当する金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。
- 2 前項の場合において、発注者に発生した損害が前項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、運営事業者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。
- 3 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合は、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者の損害の賠償又は第1項の違約金に充当する。
- 4 第1項及び第2項の規定により運営事業者が発注者に違約金及び賠償金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権及び損害賠償請求権と運営事業者の運営業務委託費請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

(委託業務の一部解除)

第 67 条 運営期間中、発注者は、発注者が利用する必要がないと判断した本施設の設備の一部（以下「不要設備」という。）にかかる運営業務の委託に関する部分につき、本契約を解除することができる。

2 発注者が、前項の規定により本契約を部分解除する場合には、運営事業者と不要設備の利用停止及び不要設備にかかる運営業務の終了に伴う運営業務委託費の減額に関し協議するものとし、運営事業者は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じる。

3 発注者は、第 1 項の解除について運営事業者の責めに帰すべき事由がない場合において、当該解除により運営事業者に損害が生じたときは、当該損害のうち発注者がやむを得ないと認めるもの（逸失利益を含まない。）についてのみ賠償する。

(運営事業者の解除)

第 68 条 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 第 52 条第 1 項第 4 号、第 56 条第 9 項、第 57 条第 5 項又は前条第 1 項の規定による部分解除のため、当該部分解除が行われた日以降の運営業務委託費の合計額が 3 分の 2 以上減じたとき。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となったとき。

2 運営事業者は、前項第 2 号の規定により本契約を解除した場合において、損害（逸失利益を含まない。）があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第 9 章 特許権等、著作権及び秘密保持

(特許権等)

第 69 条 運営事業者は、運営事業者自ら又は発注者若しくは発注者の指定する者が本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）し、その他運営業務を遂行するために必要な特許権等の知的財産権（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。当該特許権等の詳細は、別紙 3 に記載のとおりとする。

2 運営事業者は、運営業務委託費は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、第 3 項の規定による実施権又は使用権の付与、並びに次条第 5 項の規定による成果物及び本施設の発注者その他発注者の指定する者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が運営事業者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を運営事業者に請求しない。

3 第 1 項の規定により運営事業者が取得した実施権又は使用権のうち、本契約終了後において、発注者が本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）し、その他運営業務を遂行するために必要なものについては、運営事業者は、当該実施権又は使用権を発注者及び発注者の指定する者に付与し、又は当該特許権等の権利者をして発注者及び発注者の指定する者に付与させるものとする。

(著作権の利用等)

第70条 発注者が本契約に基づき運営事業者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 運営事業者は、成果物又は本施設が著作物に該当する場合には、当該著作物にかかる全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含むがこれらに限られない。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- 3 運営事業者は、本契約終了の前後を問わず、発注者及び発注者の指定する者が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。
 - (1) 著作権者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部若しくは本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
 - (6) その他本事業の遂行のために必要となる行為を行うこと。
- 4 運営事業者は、本契約終了の前後を問わず、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に運営事業者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- 5 発注者又は発注者の指定する者は、成果物（ただし、運営事業者が提出したものに限り。）及び本施設について、成果物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者又は発注者の指定する者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡等禁止)

第71条 運営事業者は、自ら又は著作権者その他の権利者をして、成果物及び本施設並びにそれらの使用等にかかる特許権、実用新案権、著作権等の権利を第三者に譲渡し、承継し、若しくはその他の処分をし、又は譲渡させ、承継させ、若しくはその他の処分をさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の権利の侵害防止)

第72条 運営事業者は、成果物及び本施設が、第三者の有する特許権、実用新案権、著作権その他の権利を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 成果物若しくは本施設又はそれらの使用等が第三者の有する権利を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないとき

は、運営事業者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第73条 発注者及び運営事業者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（本契約に基づき、当該情報の帰属主体が被開示者になるものを除く。）を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 本契約で公表、開示等することができると規定されている情報
- (2) 開示の時に公知である情報
- (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (4) 相手方に対する開示の後に、発注者又は運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (5) 発注者及び運営事業者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する通知を行うことが、第2号に基づく法令等に従った開示又は第3号に基づく官公書への開示に支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者又は運営事業者との間で守秘義務契約を締結した、道央廃棄物処理施設焼却施設管理運営事業者選定支援業務受託者及び本事業に関する発注者又は運営事業者からのその他の業務受託者に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、発注者の関係機関及び関係者に開示する場合
- (6) 発注者が、本事業に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(個人情報の保護)

第74条 運営事業者は、本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を適用し、これらの規定に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営業務を開始する際に、運営業務の従事者に運営業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を発注者へ提出すること。
- (2) 運営業務の実施に必要な関係資料（以下「関係資料」という。）を発注者が指定した目的以外に使用せず、また、第三者に提供しないこと。
- (3) 発注者の許可なく関係資料の複写又は複製をしないこと。

- (4)発注者の許可なく関係資料を発注者が指定する場所以外へ持ち出さないこと。
- (5)運営業務の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- (6)運営業務が完了したときは、直ちに関係資料を発注者に返還すること。
- (7)運営業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと思えられる場合は、複写又は複製にかかる情報を消去しなければならない。

第10章 補則

(運営事業者の権利義務の譲渡)

第75条 運営事業者は、事前に発注者の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約にかかる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分(譲渡予約権の設定を含む。)をしてはならない。

(資本金及び株式の発行) [本件SPCを設立する場合に該当]

第76条 運営事業者は、本契約別表に定めるところにより、新株を発行し、資本金額を増加し、かつこれを維持しなければならない。なお、運営期間の開始日までには、資本金を【金〇円以上】[事業提案による]としなければならない。

- 2 運営事業者は、あらかじめ発注者の事前の承諾を得ない限り、既存の株主以外の者に株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行してはならない。
- 3 運営事業者は、本契約が効力を失うまで、第1項に規定する場合を除き、あらかじめ発注者の承諾を得ない限り、株式、新株予約権及び新株予約権付社債その他会社に対する株式その他の持分権に係る証券その他の権利を発行し、これらを引き受ける権利を第三者に対して与え、又は他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他運営事業者の会社組織上の重要な変更をしてはならない。運営事業者は、設立時の株主以外の者に対して新株又は新株予約権の発行その他の方法による資本参加を認めるときは、発注者の承諾を得るにあたって新たに株主となる者の住所及び氏名又は商号を予め発注者に書面により通知するものとする。

(兼業禁止) [本件SPCを設立する場合に該当]

第76条の2 運営事業者は、本契約の履行以外の業務を行ってはならない。

(運営事業者の役員) [本件SPCを設立する場合に該当]

第76条の3 運営事業者は、会社法第326条第2項に従い、その定款に監査役及び会計監査人の設置にかかる規定を置き、本契約が効力を失うまで、これを維持しなければならない。

- 2 運営事業者は、会計監査人を選任した場合、役員(会社法第329条にいう役員をいう。)若しくは会計監査人に異動があった場合、その他運営事業者の商業登記の登記事項に変更があった場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告に当たっては、運営事業者は、変更後の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合において、運営事業者の定款変更があったときは、運営事業者は、変更後の定款の写しをも添付しなければならない。

(経営状況の報告) [本件SPCを設立する場合に該当]

第 76 条の 4 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される毎事業年度の決算期に係る計算書類及び附属明細書並びに監査報告書（運営事業者が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行ったものとする。）

（以下、計算書類及び附属明細書並びに監査報告書を総称して又は個別に「財務諸表等」という。）を、毎事業年度終了後 3 箇月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、財務諸表等を公表することができるものとする。発注者は、財務諸表等を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。この場合、運営事業者は発注者の質問に誠意をもって対応しなければならない。

(解散)

第 77 条 運営事業者は、本契約が運営期間満了により終了した場合でも、第 62 条の規定による対応が終了するまでは、解散してはならない。ただし、当該対応を行う義務を、あらかじめ発注者が承諾する者が引き受けた場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第 78 条 運営事業者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、運営事業者は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ法定利率の割合で計算して得た額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第 79 条 発注者と運営事業者は、本契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、札幌地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

(本契約に定めのない事項)

第 80 条 本契約に定めのない事項については、発注者及び運営事業者が別途協議して定める。

別表

本件 SPC の資本金及び株主構成

[運営事業者の提案によります。]

別紙1 定義集

異常事態	本施設が基本性能を備えていない事態をいう（停止基準又は要監視基準の逸脱を含むが、これらに限らない）。
運営開始日	運営期間の開始日をいう。
運営期間	令和6（2024）年4月1日から令和26（2044）年3月31日までの期間をいう。
運営業務	本契約第10条第1項に規定される、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託費	本契約第48条第1項に定める運営業務委託費をいう。
運営業務準備期間	本契約締結日から本施設の運営開始日までの期間をいう。
運営固定費	運営業務委託費のうちの固定費をいう。
運営事業者	●●をいう。
運営変動費	運営業務委託費のうちの変動費をいう。
運営保証対象額	本契約に基づく各事業年度の運営業務委託費の100分の10に相当する金額をいう。
基本性能	本施設が備え持つ機能であり、要求水準書で定められている施設の性能に関する事項をいう。
協力企業	●及び●をいう。
組合	道央廃棄物処理組合をいう。
建設工事請負契約	発注者及び施工企業の間で締結された令和元年11月19日付〔建設工事請負契約〕をいう。
構成企業	●及び●をいう。
事業提案書	本事業のプロポーザルにおいて、優先交渉権者として選定された●●が提出した応募書類一式をいう。
竣工図書	発注者が運営事業者に対して別途提供する、本施設に係る竣工図書をいう。
処理対象物	要求水準書記載の、本施設において処理されるべきごみをいう。
施工企業	道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事請負企業をいう。
著作物	著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。
停止基準	その基準を逸脱した場合、本施設を停止することとなる基準をいう。
停止基準値	要求水準書に規定された停止基準の基準値をいう。
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）をいう。
発注者	道央廃棄物処理組合をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（発注者が運営事業者に対して別途提供する本施設に係る竣工図書（以下「竣工図書」という。）で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、通常の見え可能な範囲外のものであつて、発注者と運営事業者のいずれの責めにも帰することができないもの。
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）をいう。

募集要項	発注者が本事業のプロポーザルにおいて公表した道央廃棄物処理組合焼却施設管理運理事業募集要項をいう。
募集要項等	発注者が本事業のプロポーザルにおいて公表した以下の資料をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項 ・ 要求水準書 ・ 優先交渉権者審査基準書 ・ 基本協定書（案） ・ 運営業務委託契約書（案） ・ 様式集
保証事業会社	保証事業法第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。
保証事業法	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）をいう。
本件性能要件	要求水準書第1章第1節9. に示す本施設の基本性能をいう。
本施設	要求水準書に定める対象施設をいう。
本事業	道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業をいう。
優先交渉権者	構成企業及び協力企業を総称していう。
要監視基準	要求水準書第6章第3節に定める要監視基準をいう。
要監視基準値	要求水準書第6章第3節に規定された要監視基準の基準値をいう。
要求水準書	組合が本事業のプロポーザルにおいて公表した道央廃棄物処理組合焼却施設管理運理事業要求水準書をいう。

別紙2 運營業務委託費の支払方法

運營業務委託費の支払方法

1. 対価の構成

運営事業者が本事業における本契約に規定された業務を提供することにより、発注者が運営事業者
に支払う対価の構成は、表1に示すとおりとする。

表1 運營業務委託費の構成

運營業務委託費		対象となる費用等
固定費	『運営固定費Ⅰ』	【人件費】 ・人件費
	『運営固定費Ⅱ』	【その他経費】 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他費用
	『運営固定費Ⅲ』	【用役費用】 ・電気基本料金、水道基本料金（2か月に1回） ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃費、環境整備費 ・除雪費等
	『運営固定費Ⅳ』	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等
変動費	『運営変動費Ⅰ』	【変動費用】 ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・その他処理量に応じて増減する費用

2. 対価の算定方法

表2 運營業務委託費の算定方法

運營業務委託費			算定方法
固定費	『運営固定費Ⅰ』	【人件費】 ・人件費	運営固定費Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは、運営事業者が提案した各年度の固定費 また、支払金額の平準化に配慮すること。
	『運営固定費Ⅱ』	【その他経費】 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他費用	
	『運営固定費Ⅲ』	【用役費用】 ・電気基本料金、水道基本料金（2か月に1回） ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃費、環境整備費 ・除雪費等	
	『運営固定費Ⅳ』	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等	
変動費	『運営変動費Ⅰ』	【変動費用】 ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・その他処理量に応じて増減する費用	○運営変動費Ⅰ = 各年度の計画処理量 × 提案単価(円/t)

※1：各支払い時期の運營業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「計画処理量」は、「要求水準書 第1章 総則 第2節 計画主要目」を参照すること。

※3：見積価格の算定にあたっては、上記※2に示した「計画処理量」を基に各年度の算定を行うこと。

3. 対価の支払い方法

本施設の運営業務委託費は、発注者の業務範囲を除き令和6年4月から令和26年3月までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、1か月毎に運営事業者に対して支払うものとする。

運営事業者は、翌月10日までに前月の月間業務報告書を提出し、発注者の確認を受ける。発注者は、提出された業務報告書（月間）について5日以内に委託業務の完了について確認する。運営事業者は、当該月の業務報告書（月間）の確認を受けた後、当該月分の請求書をすみやかに発注者へ提出する。発注者は、請求を受けた日から30日以内に運営業務委託費を支払うものとする。

運営変動費Ⅰについては、計画処理量に基づき1か月毎に1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

運営業務委託費の支払方法は以下のとおりとする。

1) 支払回数

運営固定費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ：240回（20年間×年12回）

2) 運営固定費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの1回あたりの支払額は、運営事業者が提案した各年度の運営固定費を12で除した金額とする。なお、運営固定費Ⅳについては、発注者と運営事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営固定費Ⅳの運営期間中の総額については変更できないこととする。

3) 運営変動費Ⅰの1回あたりの支払額は、1か月毎に行い各支払期の実績処理対象物量×提案単価（円/t）によるものとする。なお、各支払期の実績処理対象物量は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位はトン（t）、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。ただし、年度第1月（4月を想定）から第11月（2月を想定）の運営変動費Ⅰについては、ごみを実際に処理した量（以下、「実績処理対象物量」という）にかかわらず、当該年度に予定される計画処理量の12分の1を、運営事業者より提案されたごみ量1トンあたりの処理単価（以下、「提案単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、年度最終月の運営変動費Ⅰについては、提案単価に当該年度の実績処理対象物量を乗じて、年間のごみ処理費を確定した上で、第1月から第11月までの当該委託料を控除した調整額により算定する。

4. 運営業務委託費の改定

1) 改定の基本的な考え方

運営業務委託費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

2) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営業務委託費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

① 提案時点の令和5年度平均値を基準とし、表3に示す指標ごとに毎年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均）に基づき、9月末までに表4に示す算定式により運営業務委託費の見直しを行い、翌年度の運営委託費を確定する。

② 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

③ 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、発注者と運営事業者で協議を行うものとする。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

	改定の対象となる費用	指標
運営 固定費 I	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計(事業所規模30人以上)／現金給与総額指数／全国平均」(厚生労働省)
運営 固定費 II	・その他費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
運営 固定費 III	・電気基本料金、 水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と運営事業者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。
	・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
運営 固定費 IV	・補修費等	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」(日本銀行調査統計局)
運営 変動費 I	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)
	・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
	・光熱水費 (電気基本料金及び水道基本料金等除く)	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と運営事業者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。
	・その他処理量に応じて増減する費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)

3) 改定の条件

運営業務委託費の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5% (上述 4. 2) ①に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。)を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、運営事業者は変動の有無にかかわらず、発注者へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営業務委託費を確定する。改定された運営業務委託費は、改定年度の翌年の第1期支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金、水道基本料金及び光熱水使用料の変更に伴う運営業務委託費の改定時期は、発注者と運営事業者との協議により別途定めるこ

とができる。

初回の改定は、令和6年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、令和6年9月末までに見直しを行い、令和7年度の運營業務委託費を確定する（比較対象は令和5年8月末時点で公表されている指標（直近12か月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託費は、令和7年度の第1期支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

表4 運營業務委託費の改定の算定式

$$F_t = F_{t-1} \times I_{t-1} / I_a$$

ただし $| (I_{t-1} / I_a) | > 1.5\%$

F_t : 改定後の令和 [t] 年度の運營業務委託費の当該業務費

F_{t-1} : 改定前または本契約締結時の運營業務委託費の当該業務費

I_a : 前回改定時の指数（改定されていない場合は令和6年8月末時点の指数）

I_{t-1} : 前年度の指数の平均値

別紙3 特許権等

特許権等の使用

[運営事業者の提案によります。]

別紙4 保険

保険の詳細

本契約第55条に基づき、運営事業者は、以下の内容の保険に加入することとし、保険証券の写しを保険契約締結後又は更新後速やかに発注者へ提出するものとする。

(1) 運営業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約者 : 運営事業者

被保険者 : 発注者、運営事業者

保険期間 : 1年間（毎年更新予定。運営期間終了日まで。）

てん補限度額：（補償額）対人 : 1名当たり最大1億円
1事故当たり最大10億円
対物 : 1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

[運営事業者に追記していただく。]

別紙5 モニタリング及び運営固定費の減額

モニタリング及び運営固定費の減額

1. モニタリング目的

本施設の運営業務に対するモニタリングは、発注者と運営事業者が協力し本施設が運営期間中発注者が求める要求水準を保ち安定稼働させることを目的として実施するものであり、運営業務委託費を削減することを目的とするものではない。

2. 要求水準を保つための措置

本施設の運営期間中に発注者が要求する一定以上の水準を保つための措置は図1に示すとおりである。

3. モニタリングの方法

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングと発注者が行うモニタリングで構成する。

1) 運営事業者のセルフモニタリング

① セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、本契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

ア モニタリングの内容

イ モニタリングの実施時期及びモニタリング箇所

ウ モニタリング実施組織

エ モニタリングの結果の記録様式

オ モニタリングの報告等の手続き

② セルフモニタリングの実施と報告

運営事業者は、セルフモニタリング実施計画書承諾後、実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施すること。

2) 発注者によるモニタリングの方法

本事業における運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

① 業務報告書等の確認

発注者は、運営事業者が本契約、募集要項等及び事業提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から発注者へ提出される業務報告書等で確認する。また、是正勧告により減額等へ至った事象において、その当該業務報告等を公表する場合がある。

② 定期モニタリングと随時モニタリング

発注者は、定期モニタリングとして月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務報告書等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う。また、随時モニタリングとして必要に応じて、本施設の現場調査を適宜実施して確認する。

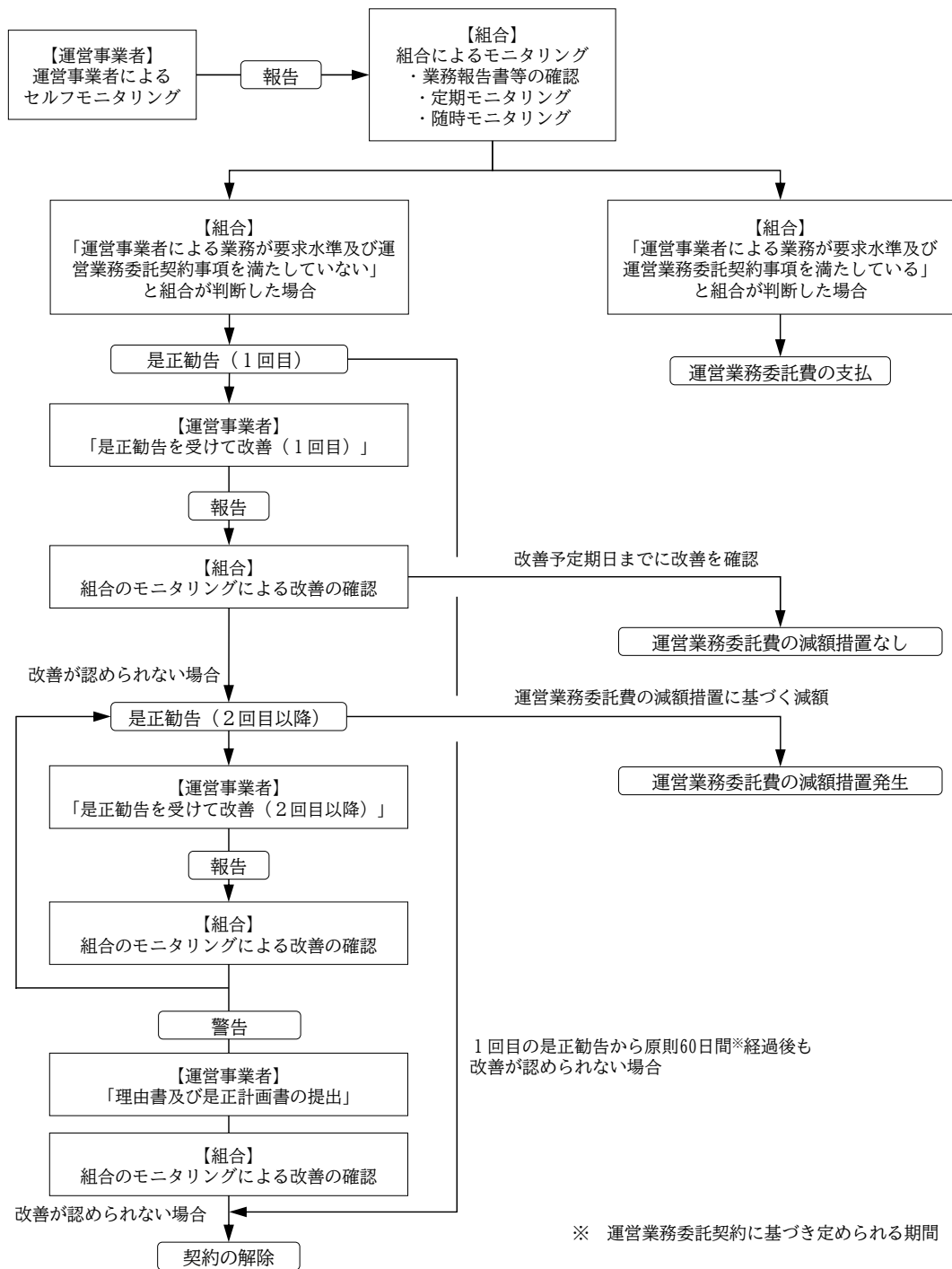


図1 是正措置の考え方

4. 業務の改善についての措置

1) 是正勧告

発注者は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び本契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の対応を行う。

① 是正勧告（第1回目）

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、発注者は運営事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。

運営事業者は、発注者から是正勧告を受けた場合、すみやかに改善対策と改善期限について発注者と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。

② やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び本契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は発注者に対してすみやかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について発注者と協議する。運営事業者の報告した事由に合理性があると発注者が判断した場合、発注者は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

③ 改善の確認

発注者は、運営事業者からの改善完了の報告書受理又は改善期限において、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

④ 是正勧告（第2回目以降）

発注者におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、運営事業者に第2回目以降の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

⑤ 警告

発注者は、要求水準書、事業提案書及び本契約等に規定する要求水準及び仕様等を著しく満たしていないと判断される事象が発現した場合、又は再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、運営事業者に警告を行うとともに、即座にその行為の中止等を指示できる。また、発注者は、警告について、是正勧告の手続きを省略して行うことができる。運営事業者はその指示に従うとともに、理由書及び是正計画書の提出を速やかに行う。発注者は、是正計画書の内容協議、承諾及び随時モニタリングにより、運営事業者の対処の確認を行う。なお、警告については、発注者が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

⑥ 本契約の解除等

発注者は、上記①の是正勧告（第1回目）を行った後、原則60日間（本契約に基づき定められる期間）を経て改善効果が認められないと判断した場合、発注者が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。また、是正勧告を行わずに警告を行った場合には、発注者及び運営事業者の協議による。

2) 運營業務委託費の減額等の措置

運營業務実施の状況により、以下に示す運營業務委託費の減額措置を行う。

- ① モニタリングの結果、発注者が是正勧告（第2回目以降）を行った場合、当該事象に対して第2回目以降の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを発注者が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者を支払う運營業務委託費（運営固定費Ⅰ）を減額する。
- ② 運營業務委託費の減額の程度は、1件の是正勧告に対して運営固定費Ⅰの10%とする。なお、複数の是正勧告による運営固定費Ⅰの減額の限度は、50%とする。
- ③ 運営事業者の責めに帰すべき事由により、停止基準値の未達成が生じた場合には、①、②によらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを発注者が認める日まで、年365日の日割り計算で運営固定費Ⅰの10%を減額する。
- ④ 是正勧告を行った事象については、「1) ⑤ 警告」による減額の措置は行わない。一方で、是正勧告を行わずに警告を行った場合には、当該事象に対して警告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該警告の対象となる事象が解消されたことを発注者が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者を支払う運營業務委託費（運営固定費Ⅰ）を減額する。

3) 運營業務に係る対価の返還

運營業務委託費支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、発注者への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運營業務委託費が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運營業務委託費に相当する額を返還すること。この場合、当該減額されるべき運營業務委託費を支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙6 不可抗力発生時の追加費用の負担

不可抗力発生時の追加費用の負担

1. 発注者と運営事業者は、不可抗力により本事業に関して運営事業者が発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。
 - (1) 契約金額を20で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは運営事業者の一会計年度に限り累積する。）は、運営事業者の負担とする。
 - (2) (1)を超える額は、発注者の負担とする。ただし、第55条に規定する保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が前号の運営事業者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。
2. 前項の規定に基づくものを除き、発注者は、運営事業者に生じた費用及び損害を一切負担しない。